

瀬戸市職員の育児休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第16号

瀬戸市職員の育児休業に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の育児休業に関する規則（平成4年瀬戸市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児休業条例第2条第3号ア（イ）の規則で定める非常勤職員）</p> <p>第3条 育児休業条例第2条第3号ア（イ）の市長が規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p> <p>（育児休業条例第15条第2号の規則で定める非常勤職員）</p> <p>第14条の2 育児休業条例第15条第2号の市長が規則で定める非常勤職員は、第3条に掲げる非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。</p>	<p>（育児休業条例第2条第3号ア（ウ）の規則で定める非常勤職員）</p> <p>第3条 育児休業条例第2条第3号ア（ウ）の市長が規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p> <p>（育児休業条例第15条第2号イの規則で定める非常勤職員）</p> <p>第14条の2 育児休業条例第15条第2号イの市長が規則で定める非常勤職員は、第3条に掲げる非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。